

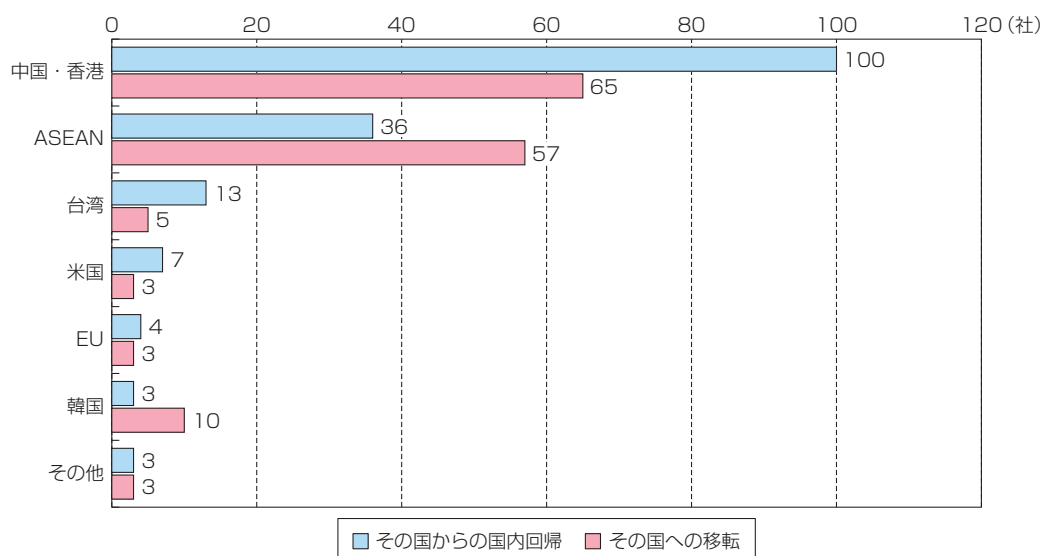
《第3節 我が国製造業の生産拠点の移転動向と経済安全保障の確保》

1 我が国製造業の直近における生産拠点の移転動向

我が国製造事業者の、直近における生産拠点の移転に関する調査の結果をみると、直近1年間で、生産拠

点の移転（国内回帰、海外移転）を行った企業の中では、中国からの国内回帰が多かった。また、我が国とASEAN諸国との間では、新規移転数が国内回帰数を上回った（図131-1）。

図131-1 生産拠点の移転の動向

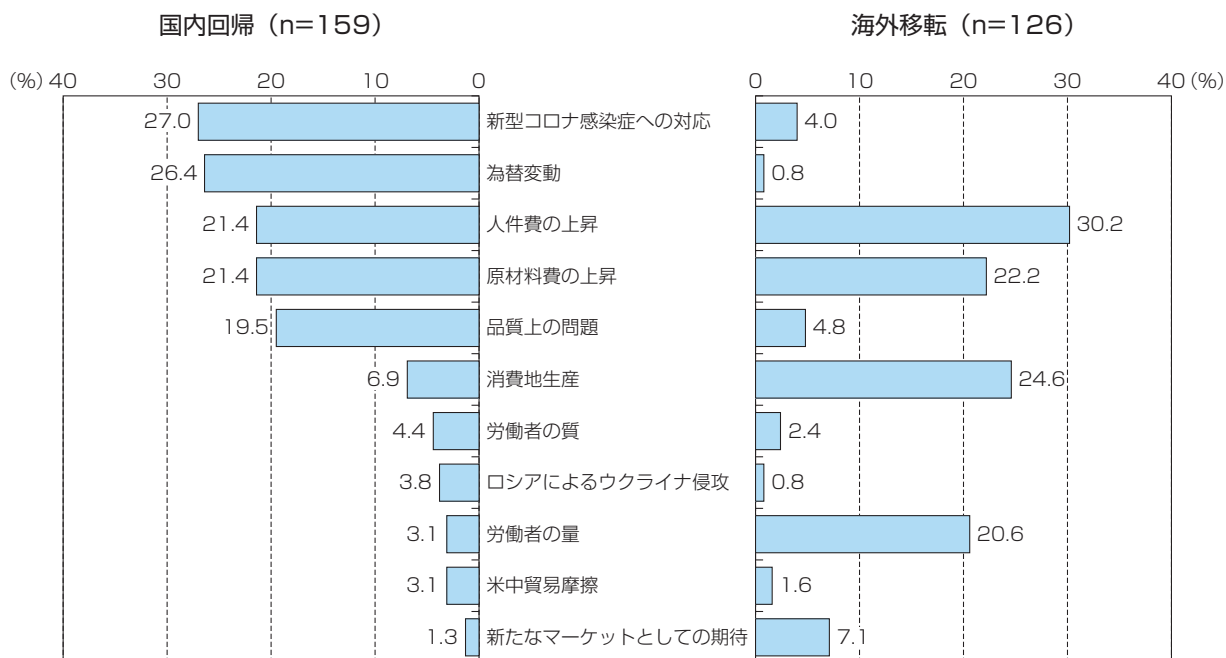


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査」（2023年3月）

直近1年間の移転の理由をみると、国内回帰の要因については、新型コロナウイルス感染症への対応策として、国内生産拠点の強化を図る製造事業者が多かった。また、海外移転の要因については、多くの製造事

業者が、「消費地生産」、「労働者の量」といった要因を挙げており、海外に対する労働力の調達先や市場としての期待が大きいことが分かる（図131-2）。

図131-2 直近1年間の国内回帰と海外移転の要因

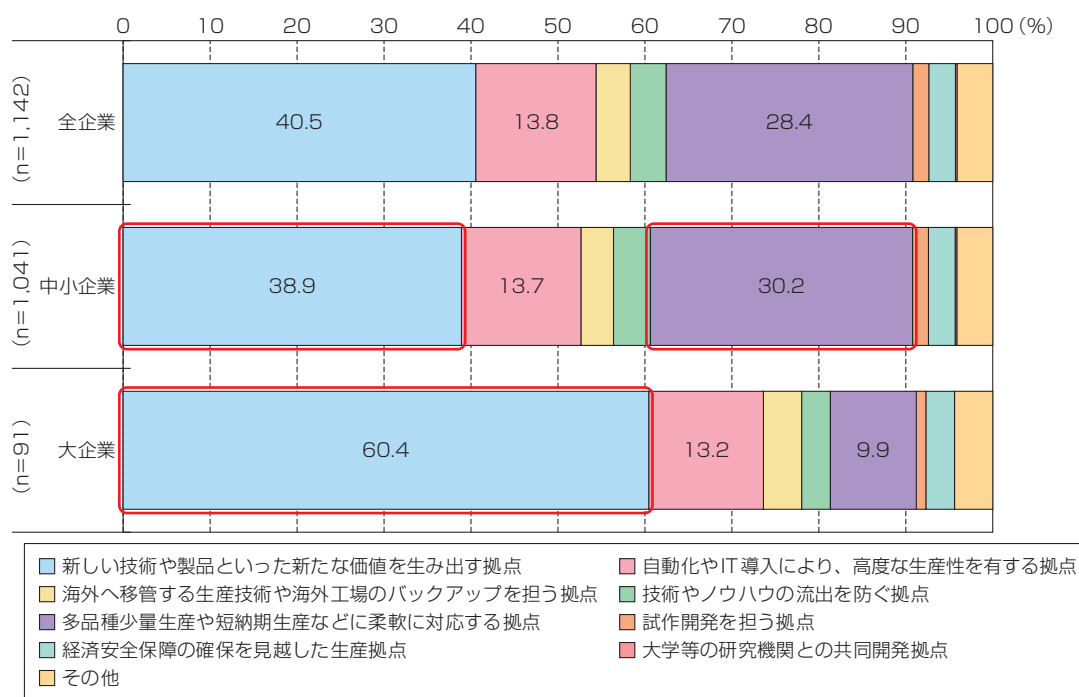


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査」（2023年3月）

今後の国内生産拠点と海外拠点の役割の棲み分けについては、大企業、中小企業ともに、国内生産拠点を新しい技術や製品を生み出す拠点と考える企業の割合

が最も大きい。また、多品種少量生産や短納期生産に柔軟に対応する拠点と考える中小企業が多いことも分かる（図131-3）。

図131-3 今後の国内生産拠点の役割

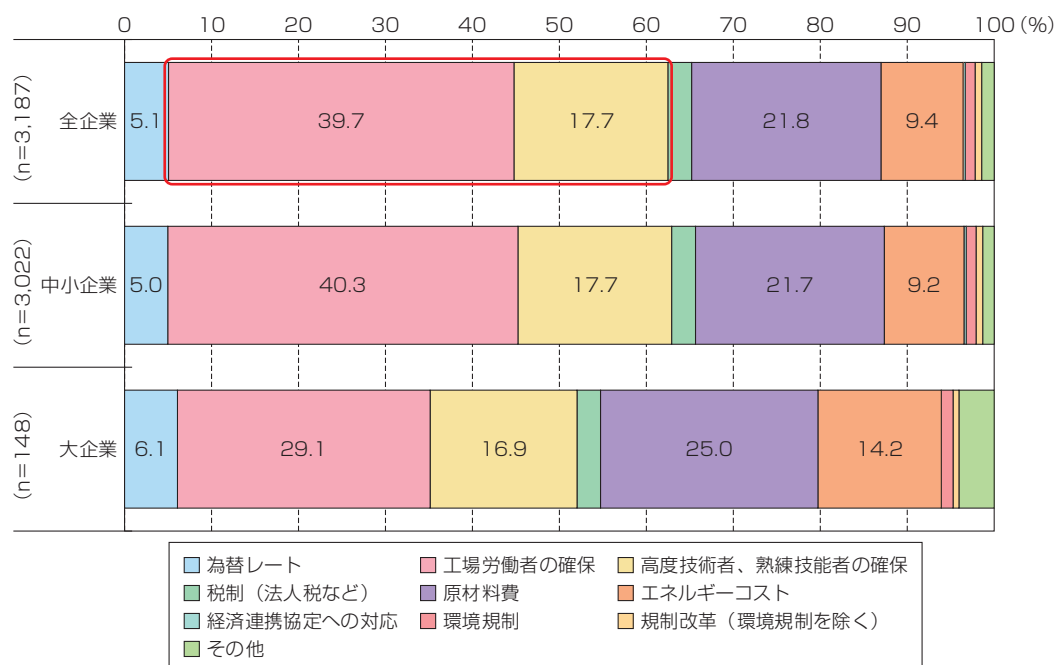


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査」（2023年3月）

また、国内生産拠点を維持・拡大する場合に、政府に改善を期待する環境要因については、「工場労働者の確保」又は「高度技術者、熟練技能者の確保」を挙

げている製造事業者の割合が約6割であり、人手不足が課題となっている（図131-4）。

図131-4 国内生産拠点を維持・拡大する場合に、国に改善を期待する立地環境要因



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査」（2023年3月）

2 経済安全保障の確保に向けた政府の取組

国際的に、半導体などの戦略的物資や重要技術の確保の重要性が高まる中、各国は経済安全保障の取組を強化しており、我が国でも重要な課題となっている。

経済安全保障推進会議における検討を経て、2022年5月に、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）が成立し、公布された。この法律では、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に促進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を定めている。具体的には、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対

応するため、①特定重要物資（国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資）の安定的な供給の確保に関する制度、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度、③先端的な重要技術の開発支援に関する制度、④特許出願の非公開に関する制度をそれぞれ創設した（図132-1）。

この法律は、公布から6月以内から2年以内に段階的に施行することとされており、①特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度及び③先端的な重要技術の開発支援に関する制度については、2022年8月に施行されている。

図 132-1 経済安全保障推進法の概要

法案の趣旨

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

法案の概要

1. 基本方針の策定 等（第1章）			令和4年8月1日施行
・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。 ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない。			
2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（第2章）			令和4年8月1日施行
国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組 等を措置。			
特定重要物資の指定	事業者の計画認定・支援措置	政府による取組	その他
・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定	・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定 ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップローン等の支援	・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置	・所管大臣による事業者への調査
3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第3章）			令和5年度施行見込み
基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令 等を措置。			
審査対象	事前届出・審査	勧告・命令	
・対象事業：法律で対象事業の外縁（例：電気事業）を示した上で、政令で絞り込み ・対象事業者：対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定	・重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出 ・事前審査期間：原則30日（場合により、短縮・延長が可能）	・審査の結果に基づき、妨害行為を防止するため必要な措置（重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等）を勧告・命令	
4. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度（第4章）			令和4年8月1日施行
先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク） 等を措置。			
国による支援	官民パートナーシップ（協議会）	調査研究業務の委託（シンクタンク）	
・重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供・資金支援等	・個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置 ・構成員：関係行政機関の長、研究代表者/従事者 等 ・相互了解の下で共有される機微情報は構成員に守秘義務	・重要技術の調査研究を一定の能力を有する者に委託、守秘義務を求める	
5. 特許出願の非公開に関する制度（第5章）			令和5年度施行見込み
安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限 等を措置。			
技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）	保全審査（第二次審査）	保全指定	外国出願制限
・特許庁は、特定の技術分野に属する発明の特許出願を内閣府に送付	①国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度 ②発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響 等を考慮	・指定の効果：出願の取下げ禁止、実施の許可制、開示の禁止、情報の適正管理 等	補償

資料：内閣府「経済安全保障推進法の概要」

①については、2022年12月、「経済対策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」において、抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械及び産業用ロボット、半導体、蓄電池等、11物資を特定重要物資として指定した（図132-2）。全ての特定重要物資について、物資所管大臣により、「安定供給確保を図るための取組方針」が作成されており、各省庁において、民間企業に対する支援を通じて、安定供給確保を図るための取組が進められている。例えば、経済産業省においては、同省が所管

する特定重要物資（永久磁石、工作機械及び産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、可燃性天然ガス、重要鉱物）に関して、それぞれの特性に応じた生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入・開発・改良、代替物資の開発などの安定供給確保を図るための取組に対する支援を行うために必要な予算が、令和4年度第2次補正予算において措置されており、（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構及び（独）エネルギー・金属鉱物資源機構に、支援のための基金を造成している。

図132-2 特定重要物資の一覧

抗菌性物質製剤	肥料	永久磁石
工作機械及び産業用ロボット	航空機の部品	半導体
蓄電池	クラウドプログラム	可燃性天然ガス
重要鉱物	船舶の部品	

資料：経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令より経済産業省作成